

## 白井市地区まちづくり計画に関する取扱い要領

### 1 趣旨

この要領は、白井市まちづくり条例（平成16年条例第1号。以下「条例」という。）第8条により規定されている地区まちづくり計画に関する事項及び第10条により規定されている地区まちづくり計画の素案の提出（以下「素案」という。）を行う際の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 提案基準

#### （1）まちづくりの施策等との整合性

- ① 素案の内容が条例第7条に規定するまちづくりの施策等と整合すること。
- ② 法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合すること。

#### （2）区域の条件

- ① 対象となる土地の区域が道路、鉄道、河川などにより明確に区画され、かつ、その面積がおおむね0.5ha以上であること。
- ② 一体として整備、開発及び保全すべき土地の区域としてふさわしい一団の区域であること。

### 3 提出書類

協議会は、条例施行規則第4条に規定した提案書に区域を示す図面を添付するほか、次の書類を提出するものとする。

- （1）土地所有者等の同意を得たことを証する書類
- （2）土地所有者等への説明の経緯、合意形成状況がわかる書類
- （3）土地所有者等の同意できない理由がわかる書類

### 4 素案に対する市の判断

市長は、条例第11条第2項に規定する素案を踏まえた地区まちづくり計画の案の作成において、必要があると認めるときは、白井市まちづくり審議会において評価検討するものとする。

### 5 補足

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成19年8月10日から施行する。